

## 26. 水道料金等の変遷

### (1) 水道料金

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		11.5.19	18.10.1	21.3.1	21.11.1	22.9.1	23.9.1	24.9.1		
専	基本料	計量制 (10m <sup>3</sup> まで)	13mm	1.30	1.30	3.00	10.00	20.00	45.00	
			16"	1.40	1.40	4.00	12.00	25.00	55.00	65.00
			20"	1.50	1.50	5.00	15.00	30.00	65.00	100.00
			25"	2.00	2.00	6.00	20.00	40.00	85.00	130.00
			50"	3.00	3.00	7.00	30.00	60.00	130.00	195.00
			75"	4.50	4.50	11.00	45.00	90.00	200.00	325.00
			100"	6.00	6.00	15.00	60.00	140.00	310.00	650.00
			100"超	10.00	10.00	25.00	100.00	200.00	440.00	1,300.00
	定額制 (5人まで)	13mm	—	—	—	10.00	20.00	4人まで 45.00	65.00	
		16"	—	—	—	12.00	25.00	55.00	65.00	
		20"	—	—	—	15.00	30.00	65.00	100.00	
		25"	—	—	—	20.00	40.00	85.00	130.00	
		50"	—	—	—	30.00	60.00	130.00	195.00	
		75"	—	—	—	45.00	90.00	200.00	325.00	
		100"	—	—	—	60.00	140.00	310.00	650.00	
		100"超	—	—	—	100.00	200.00	440.00	1,300.00	
用	超過料金	計量制	50m <sup>3</sup> まで	0.12	0.12	0.25	1.00	2.00	5.00	7.00
			200"	0.10	—					
			500"	0.08	0.11					
			1000"	0.07	—					
			2000"	0.06	0.90					
			5000"	0.05	0.80					
			5001"以上	0.04	0.70					
	定額制	1人増	—	—	—	1.50	3.00	7.00	15.00	
		浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
		同居人1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00	
共用	基本料	計量制	5m <sup>3</sup> まで	0.50	0.50	1.50	5.00	10.00	22.00	
		定額制	5人まで	—	—	—	5.00	10.00	4人まで 22.00	30.00
共用	超過料金	定額制	1人増	—	—	—	1.00	2.00	5.00	10.00
			浴槽1	—	—	—	2.00	4.00	9.00	15.00
			同居人1	—	—	—	1.00	2.00	5.00	12.00
消火栓演習		10分毎	1.00	1.00	5.00	10.00	20.00	45.00	65.00	

(単位：円)

区分		施行年月日		昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
		27.1.1	31.4.1	35.4.1	39.1.1	43.12.1	48.4.1		
家	庭用	基本10m <sup>3</sup>	100	130	一般用	280	280	280	280
		超過1m <sup>3</sup>	11	14	220	37			
									11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 41 21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> 54 41m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 62 101m <sup>3</sup> 以上 71 501m <sup>3</sup> 以上 80
官公署学校病院用 (病院・事務所・工場用)		基本20m <sup>3</sup>	200	260	440	廃止	-	-	-
		超過1m <sup>3</sup>	11	11	25				
特殊営業用		基本20m <sup>3</sup>	300	390	廃止	-	-	-	-
		超過1m <sup>3</sup>	17	22					
浴場用		基本100m <sup>3</sup>	800	1,040	1,300	1,800	1,800	1,800	1,800
		超過1m <sup>3</sup>	9	12	15	25	27	27	27
共用		基本5m <sup>3</sup>	45	59	100	130	130	130	130
		超過1m <sup>3</sup>	10	13	20	27	27	27	27
定額専用		基本5人	110	143	廃止	-	-	-	-
		1人増	25	33					
		浴槽1	25	33					
定額共用		基本5人	60	78	廃止	-	-	-	-
		1人増	25	33					
		浴槽1	25	33					
消火栓演習		10分毎	100	100	100	100	廃止	-	-

(旧北総地区水道料金) ——— 昭和47年1月1日施行

料金	種別	基本水量 (一月につき)	基本料金 (一月につき)	超過料金	
				11～20m <sup>3</sup>	63円
一般用		10m <sup>3</sup>	380円	21～100m <sup>3</sup>	69
				101m <sup>3</sup> 以上	74

(一月につき)

区分		施行年月日		昭和51.4.1	昭和58.12.1	昭和63.6.1	平成元.10.1	平成8.4.1. (現行)	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
基本料金	口径13mm	230円	320円	330円	計算した額の合計額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	380円	計算した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	計算した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	計算した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
	20	520	725	770						890	
	25	770	1,260	1,370						1,590	
	40	2,200	4,100	5,400						6,350	
	50	4,900	9,200	12,200						14,400	
	75	11,000	21,000	28,000						33,100	
	100	22,000	41,000	54,000						63,900	
	150	60,000	113,000	150,000						177,600	
	200	122,000	230,000	304,000						360,000	
	250	-	409,000	541,000						641,000	
300	-	654,000	866,000	1,027,000							
従量料金	一般	1～10m <sup>3</sup>	30円	45円	50円	57円					
		11～20	80	120	130	150					
		21～40	130	195	210	244					
		41～100	170	260	280	326					
		101～500	210	320	345	404					
		501m <sup>3</sup> 以上	250	350	375	441					
公衆浴場	共用	1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円					
		1m <sup>3</sup> につき	30円	45円	50円	57円					

(2) 給水申込納付金

口径	施行年月日	昭和48.4.1	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
13 mm		30,000 円	100,000 円	左表の額に100分の103を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の105を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の108を乗じて得た額とする。	左表の額に100分の110を乗じて得た額とする。
20		60,000	270,000				
25		130,000	460,000				
40		430,000	1,400,000				
50		740,000	2,500,000				
75		2,000,000	6,700,000				
100		4,000,000	14,000,000				
150		11,000,000	38,000,000				
200	φ200以上局長が		78,000,000				
250	定める額		138,000,000				
300			219,000,000				
350 以上			φ350以上局長が定める額				

(3) 開発負担金

口径	施行年月日	昭和51.4.1 (現行)	平成元.10.1	平成9.10.1	平成26.4.1	令和元.10.1
建築物負担金		計画一日最大給水量に1㎡当たり130,000円を乗じて得た額	左表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	左表により計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
宅地負担金		造成面積に1㎡当たり650円を乗じて得た額				

(注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5㎡以上の建築物をいう。  
 2. 宅地負担金の宅地とは、公共用地を除く面積が1,000㎡以上の宅地をいう。

27. 量水器使用料の変遷

(単位：円)

口径	施行年月日	昭和11.5.19	昭和21.3.1	昭和21.11.1	昭和22.9.1	昭和23.9.1	昭和24.9.1	昭和27.1.1	昭和31.4.1	昭和35.4.1
13 mm		—	—	—	4	9	13	20	26	廃止
16		—	—	—	6	13	13	20	26	
20		—	—	—	8	17	17	35	46	
25		—	—	—	10	22	22	40	52	
30		—	—	—	20	44	44	55	72	
40		—	—	—	40	88	88	100	130	
50		—	—	—	60	130	130	200	260	
75		—	—	—	80	175	185	290	377	
100		—	—	—	100	220	250	350	455	
100 以上		—	—	—	200	440	440	(150mm) 640 (200mm) 1,000	832	